第

2282

묽



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2003年)$ 平成15年 4月 25日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

♀ I T投資促進減税とは

♀ : 今年の税制改正で、IT投資促進税制というものが導入されたそうですが、どのような制度ですか。

A:一定規模以上のIT設備投資をした場合に、特別償却又は税額控除を受けられるという制度です。

【解説】

I T投資促進税制とは、青色申告をしている法人又は個人事業者が、対象となる資産を取得等した場合に、特別償却(取得価額×50%)又は税額控除(取得価額×10%)の適用が受けられるというものです。

この特例の対象となる資産は、平成15年1月1日から平成18年3月31日までの間に取得等した次のような資産です。

- (1) 電子計算機、ルーター・スイッチ、インターネット電話設備、デジタル回線接続装置、デジタル放送受信設備、デジタル複写機、ファクシミリ、I Cカード利用設備で、同一事業年度中に取得等したこれらの資産の取得価額の合計額が140万円(資本金3億円超の法人は600万円)以上のもの
- (2) ソフトウェアで、同一事業年度中に取得 等したものの取得価額の合計額が70万円 (資本金3億円超の法人は600万円)以上の もの

なお、一定の要件を満たすリース資産については、税額控除の適用が受けられます。

この特例は、平成15年4月1日以後に終了する事業年度から適用されることとなっています。







